

教育文化厚生 協会たより

2016年冬号
発行日 1月10日

7

発行 公益社団法人
長野県教育文化厚生協会

〒 380-0838

長野市大字南長野字聖徳 593-7

TEL : 026-237-8115

FAX : 026-234-2219

メール : info@kouseikyokai.com

URL : http://kouseikyokai.com/

いっしょに話しませんか 子ども、学校、教育を 教育研究集会に1000人が集う



記念講演に耳を傾ける全体会参加者

2015年度の長野県教育研究集会が11月7日、8日の両日、伊那市教育委員会、駒ヶ根市教育委員会、辰野町教育委員会、箕輪町教育委員会、飯島町教育委員会、南箕輪村教育委員会、中川村教育委員会、宮田村教育委員会の後援を得て、伊那市立春富中学校と箕輪進修高校を会場にして開催され、1日目午前の全体化では講演会、午後から2日目にかけて分野別・課題別の分科会が行われました。

1日目の全体集会には約340名、午後からの分科会には約350名、2日目の分科会には約320名が参加し、日頃の教育研究の交流や教育問題の意見交換を活発に行いました。

記念講演はアメリカ生まれの詩人、アーサー・ビナー氏が「なにを勉強したら生きのこれるのか」と題して、人類の叡智である日本国憲法の話と、正しい日本語で未来を語っていくことの大切さをユーモアを交えながら鋭く語りました。

分科会は、伊那市立春富中学校で15分科会、箕輪進修高校で10分科会がもたれました。持ち寄られたレポートをもとに熱い討論が交わされ、お互いの教育実践を学び合う有意義な県教研となりました。

小学校・中学校・高校・特別支援学校の立場や、保護者・地域の方々等から幅広い視点で学び合う分科会。工夫された教材を使った実践交流を通して、明日からの実践に活用できるヒントを得た分科会。実践に流れる子ども観・授業観・教育観を深めることにより、自らの実践を見つめ直すことができた分科会など、充実したようとなりました。

分科会参加者からは「全県からの優れた実践、調査報告にふれることができた大変勉強になった」「地域の産業、文化に根ざした実践が、生徒の学習意欲だけでなく、地域産業の連携につながっていることにも感動しました」などの感想が寄せられました。進路の分科会の参加者からは、「キャリア教育を一過性のイベントにするのではなく、

日常の教育活動の見直しにしてゆくことが大切なのではないか」という感想が寄せられ、充実した学びの2日間となりました。

また、県教研1日目終了後、「青年レポーターをかこむつどい」が、伊那市「いとなつせ」で開催され、青年ら約30名が参加しました。

学習会では、3名の青年レポーターから、中学校のアクティブラーニングの実践、高校の国語授業、中学校の地域学習と平和教育をつなげた実践などが報告され、意見交換しました。

その後、近くの会場に移動し交流会を実施、こちらにも過去最多の約30名の参加があり、大きく盛り上がりました。

交流会の最後には参加した講師再任用部の役員から、「常勤講師の中断期間は大きな問題。ぜひ義務や私立の先生方からも声をあげてもらいたい」と呼びかけ、大きな拍手が沸き上がりました。

講演要旨

言葉ともっと格闘したい

高校生のころから詩を書いている、将来どんな職業を目指そうとも、結局は言葉と向き合わなければならぬと感じ、言葉ともっと格闘してみたいと思つて

いた。大学で文献を読んで日本語に興味をもった。日本語を学びはじめて、漢字やカタカナなどの説明を見て

いったが、当初は多様な日本語の仕組みがまったく理解できなかつた。

3ヶ月日本語を勉強してから、1990年に初めて日本に来た。英語の中に閉じこもつて考えている自分を変えられるかもしれないと思つた。多様性を学ぶには自分がそこに参加していく必要がある。

日本国憲法を通じて見えてきた合衆国憲法

日本に初めて来てから4半世紀がたった。25歳になるまで日本語を知らず生き

てきたが、今は生活の中で、日本語を使つて考える時間の方が長くなつていいる。言語そのものがいつでも使えるタイムマシーンだ。何千年もの叡知がまつていいる。古い歌や小説、日本昔話などからも様々なことを学んだ。特に日本国憲法との出会いは大きかつた。

日本国憲法を通じて、米憲法についても深く考えることができた

湾岸戦争の時の日本の新聞に「憲法違反」という言葉があり、初めて生きた言葉としてそれを見たのが衝撃だつた。アメリカに生まれ育つて、合衆国憲法を学

んできたが、それが日常に話題になることはない。日本のように憲法の解釈について国会で議論するなんてことは、アメリカでは想像もできない。日本の憲法があつたから、あのペテンの湾岸戦争に日本の自衛隊が参加することはなかつた。

憲法が権力の暴走に歯止めをかける場面を初めて目の当たりにした。

オバマがこの7年間にやつてきた外交、予算などは、すべて憲法違反だ。ホワイトハウスに「毎日楽しい憲法違反」と掲げた方がいい。真珠湾攻撃をうけて日本に宣戦布告するまでは、憲法が歯止めをかけていたが、それが様々な策略によつて歯止めをかけられなくなつてしまつた。アメリカの憲法は歴史とつなげて考えることでいろいろと見えてくる

世界中の憲法が模倣品

人類にとつての憲法は、歴史をさかのぼると800年前のイギリスで作られたマグナカルタに辿りつく。

マグナカルタはラテン語で書かれていて、最初はフランス語に翻訳された。この理念が権力の暴走の歯止めとして機能することがわかつて、世界中で真似された。合衆国憲法の基本になつたのもこの憲法で、この合衆国憲法をフランスが真似した。

憲法は人類の共通の叡知

日本の憲法について、押し付けだという人がいて、自主憲法の必要性を訴える人がいる。こういう人はたいてい、歴史を学んで理解していない。一方で、押し付けではないという人もいるが、そういう人も同様で、そんなレベルで議論している時点で、憲法のことを理解していない。憲法とは、権力に歯止めをかける概念そのものが憲法だ。世界中の憲法が舶来品であり、模倣品であり、そこに人類の叡知がまつている。

憲法に基づく国をつくる

集団的自衛権は英語を直訳したものだ。戦争を戦争と呼ぶ、国防や防衛という言葉をおきかえて憲法のしびりをすり抜ける。日本語には、どんなことも表現できる仕組みが整っているのに、日本の政府はアメリカから押し付けられた言葉を直訳するだけで、まったく自分達の言葉をもっていない。

ここまで日本語が腐つてしまつと、次の世代にどうやつて受け渡していけばいいのかという思いになる。日本を「アメリカの51番目の州」だという人がいる。アメリカの州であれば憲法に自治権が認められているが、日本の現在の立場は完全にアメリカの奴隷国だ。日本国憲法が毎日、「生き血」を抜かれ続けている。どうしたらいいのか。

今この憲法で私を支えていてくれる部分は、憲法21条の言論・表現の自由だ。自民の改憲案では、権力がこれを制限するような文言が加えられている。

「尊い命」取り戻した日本国憲法日本に投下された原爆は日米共同の戦争犯罪だ。広島と平和宣言に「尊い命」という言葉が出てくるが、70年前の日本はそのような言葉を使うことが許されぬ。「国のために命を捧げる」という言論空間だつた。しかし、日本国憲法の成立によつて、「尊い命」を語ることができるようになり、私に残された時間はそれほどない。焦りもある。来年の参議院選挙で、この憲法がどうなるかが決まる。生き残るために、みんなこの素晴らしい日本語を共有し、語り続けたい。

70年前と今をつなげながら考える必要がある

「尊い命」取り戻した日本国憲法日本に投下された原爆は日米共同の戦争犯罪だ。広島と平和宣言に「尊い命」という言葉が出てくるが、70年前の日本はそのような言葉を使うことが許されぬ。「国のために命を捧げる」という言論空間だつた。しかし、日本国憲法の成立によつて、「尊い命」を語ることができるようになり、私に残された時間はそれほどない。焦りもある。来年の参議院選挙で、この憲法がどうなるかが決まる。生き残るために、みんなこの素晴らしい日本語を共有し、語り続けたい。

「尊い命」取り戻した日本国憲法日本に投下された原爆は日米共同の戦争犯罪だ。広島と平和宣言に「尊い命」という言葉が出てくるが、70年前の日本はそのような言葉を使うことが許されぬ。「国のために命を捧げる」という言論空間だつた。しかし、日本国憲法の成立によつて、「尊い命」を語ることができるようになり、私に残された時間はそれほどない。焦りもある。来年の参議院選挙で、この憲法がどうなるかが決まる。生き残るために、みんなこの素晴らしい日本語を共有し、語り続けたい。

「尊い命」取り戻した日本国憲法日本に投下された原爆は日米共同の戦争犯罪だ。広島と平和宣言に「尊い命」という言葉が出てくるが、70年前の日本はそのような言葉を使うことが許されぬ。「国のために命を捧げる」という言論空間だつた。しかし、日本国憲法の成立によつて、「尊い命」を語ることができるようになり、私に残された時間はそれほどない。焦りもある。来年の参議院選挙で、この憲法がどうなるかが決まる。生き残るために、みんなこの素晴らしい日本語を共有し、語り続けたい。

分科会参加者の感想

【特別支援教育と障害児の教育】

特別支援教育の分科会に参加して、経験のなかった地域高校の就労支援の難しさや課題などをお聞きすることができました。自分は養護学校の経験が少なく、高等部の経験もなかったため、障がいをもつ子たちの進路について、地域の実態把握も含め、知識を深めなくてはと感じました。また、小学校から高等学校までのつながりという話もあり、自分の担任する生徒に関しても、連絡会などですっかりと情報共有できるようなしていかなくてはと思います。



子ども・青年と進路分科会

ました。

【平和・人権と国際連帯の教育】

この分科会に参加すると自分の国の戦争の歴史を知ります。それだけ自分の国の歴史を知らずに教員を続けている自分に気づかされるのです。高校生や中学生が自分で考え判断して行動できる姿のレポート発表を聞くと、小学生だってできるはずという思いで、できるような実践を考えています。昨日のアーサービナーさんの講演も衝撃的でした。日本人よりも日本のことを知っていて、日本語も知っていて、楽しく聞けましたが恥ずかしく反省する時間でした。明日からも何かやりますという2日間になりました。

【不登校】

箕輪進修高校の概要や現状、課題をお聞きして有意義でした。授業を持たずに専任としてのコーディネーターの存在、小中学校でも是非実現してほしいと思います。先生方はもちろん、

必要としている児童・生徒には心強い存在になると思っています。不登校に関して、小中高の連携のあり方、他機関との連携のあり方はどうあつたらよいか、改めて考えさせられました。

【子ども・青年と進路】

分科会2日目は、小学校、養護学校のキャリア教育の実践、現代の多くの課題であるSNSの問題、インターシップのさまざまな課題と多岐にわたる問題について、研究を深めたものと思います。

キャリア教育を一過性のイベントにするのではなく、日常の教育活動の見直しにしてゆくことが大切なのではないかと出席者の考えがまとまりました。SNS問題は、小学校から高校、大学まで年齢に応じた課題があることを認識を共有できました。インターシップは、さまざまな困難はあるけれども、実践してゆくことが大切とまとまりました。

【学校給食と食教育】

先生方のもちろん、

めにとっている児童・生徒の実践をたくさん聞くことができて良かったです。明日からすぐに行えることをたくさん教えてもらえたのでやっていきたいです。それから給食現場の業務形態の報告もありました。多くの先生方が厳しい中で勤務をされています。少しでも改善して、働きやすい環境になれば…と思います。

【子ども・青年と進路・学校・大学・地域づくり】

問題提起として、「進路多様（困難）校」の現状と課題についての話がありました。高校再編にともない、多様な生徒の多様な教育要求を1校で引き受けなければ、いけない現状があつたり、7年ぶりに増加した中途退学者であつたりという現状があります。そこで、感じたことは、生徒指導の基盤に立った進路指導の充実を図ることだと思いました。

寄附金控除にかかる

確定申告について（お知らせ）

税額控除の対象

公益法人に対する寄附金は、税制上の寄附金控除の対象となります。したがって、当協会に対する寄附金も該当します。

所得税の寄附金控除には、所得控除と税額控除の2種類があります。一般に少額の寄附金の場合には税額控除が有利とされています。

当協会は、昨年の10月16日付で長野県より「税額控除に係る証明書」が交付され、2020年10月15日まで有効となっています。

確定申告が必要

寄附金控除を適用を受けるためには確定申告が必要ですが、基本的には3月17日までが確定申告の期限ですが、還付請求（税

金の払い戻しについては、5年間有効となっております。

インターネットで

確定申告可能

確定申告の書類はインターネットで作成することができます。国税庁の「確定申告書等作成コーナー」にアクセスすると、確定申告の手順が示され、指示に従ってデータを入力すれば、確定申告書ができあがります。

なお、添付書類として源泉徴収票、当協会が発行した寄附証明書が必要です。ご注意ください。また、医療費控除やふるさと納税等も合わせて申告する必要があります。ご不明な点は、お問い合わせ下さい。

◆相談内容

子供の学校行事やお迎えなどで職場の会議を早退したり（定時以降の会議）、勤務先主体の休日のボランティア活動や休日の研修（振替休日対応）への参加がでず、参加しないのは良くない。パートになったかどうか」と上司に言われました。子育て以外の理由で勤務先の休日出勤や会議・研修を断ったことはありません。このような理由でパートへ勤務形態を変えるように言われることは仕方ない事なのでしょうか？

◆アドバイス

労働契約は労使で合意して変更するものなので、パートになるようにと言われてもご自身で希望しない場合、断ったり無視しても問題ありません。強引にパートに変

相談の窓

このコーナーでは寄せられた主な相談事例を紹介します

◆相談内容

更してきた場合は、なんらかの法的対応が可能かと思われれます。まず、時間外の研修や会議が、正式な業務命令なのか、そうではなく自主的な研修やボランティア活動という位置づけなのか、契約や就業規則に沿って、会社と確認する必要があります。正式な業務命令でなければ、断っても特に問題はありません。法的な根拠はありますので、しっかりと会社に伝えることが大切です。

◆相談内容

2月に夫の会社の組織変更があったが、保険証（扶養）について新しいものが交付されないまま、病院と薬局にかかった。会社が仮に出してくれた書類では、その病院と薬局は対応しないと聞かれ、1万2000円の全額自己負担となった。上司に聞いてもらっても、「上に上げている」という事でそれ以上の回答はない。夫が3月31日で会社を退職したが、保険の払い戻しはないのか。自己負担として泣き寝入りしないといけないのか？

◆アドバイス

退職しても手続きを求められることは可能です。処理が遅れているだけの可能性もあるので、期限を切って回答を求めてみてはどうですか。加入していた健康保険組合に確認することも考えられます。

◆相談内容

パートで週3日勤務で、3年間働いた。退職に当たり、有給休暇を申請したら1日しかなかった。①半年で6日あるはずだ。おかし。3月20日で退職した。同じ職場で、10年間働いている人が、年休は取ったことが無いと言っている。②お金で請求したい。③退職の2週間前に有給休暇を使わせてくれといったら、相談してみますと答えて、その間に退職日を迎えた。

◆相談内容

25で勤務日があと8日あるが、もう働きたくない。派遣会社にその旨を伝えたが、しつこく残るよう言ってくる。

◆アドバイス

有期契約なので、一方的な契約解除はできない。無断欠勤をすれば、懲戒処分を受ける可能性がある。派遣会社とは話ができれば、契約解除するとしつこく伝えること。その上で残りの期間については、施設長がパワハラが解決するまで出勤しないと伝えようか？

◆相談内容

運送会社のトラック運転手。①盆暮れにギフト商品を強制的に買わされる。平社員は1万円、課長は3万円。これは違法ではないか。会社は無理には言わないが、噂では買わないとボーナスの査定に影響して不利益になると言われている。②通常勤務が0時～14時、昨年の年末に忘年会があり全員参加と言われた。15時に仕事が終わって会場に移動し、18時30分から会議、20時から宴会になり23時までやられた。その後会社に戻って、0時からの勤務で休息がとれなかった。これは違法ではないか。トラック協会に言えば指導してもらえるか？

◆アドバイス

母親からの相談。保険会社からヘッドハントを受けて、転職を検討したが、完全歩合制の会社で、労働条件が悪く、家族や会社の上司の説得で、思い留まった。内定辞退を伝えると、代わりを10人紹介するよう求められた。母親は無視するように言っているが、人々いいので求めに応じようとしている。

◆相談内容

①について。強制的に買わせるのは違法だが、証明が難しい。「自主的」に買ってもらっているといわれてします。給料から強制的に天引きされているような場合は是正できる。労働組合に入って交渉するのがよい。②について、忘年会が業務として関連付けされたら、強制されれば違法になる。休憩時間を確保するのは、経営者の責任。トラック協会は指導できないのではないか。監督署に申し出て改善を求めることはできる。

◆アドバイス

応じる必要はないし、10人も紹介するのは、不可能ではないですか？ 金銭的な要求があった場合は、応ずる必要はありません。嫌がらせなどがあれば、労働組合あるいは、労基署や警察に連絡すると伝えて下さい。